

世界人権宣言

第1条 人間の本質 人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。	第2条 差別はダメ 人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。
第3条 安全にくらせる 生命、自由、身体の安全は守られる。	第4条 奴隷はダメ！ 絶対 奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。
第5条 拷問はダメ 拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。	第6条 人として認められる いつでもどこでも、法によって人として認められる。
第7条 法は人を平等に扱う この宣言に反するどんな差別からも守られる。 法は人を平等に扱う。	第8条 裁判所の助けを受けられる 法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。
第9条 取調べは手続きを守って 逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。	第10条 裁判は公正に 裁判は公正・公平に、公開で行われる。
第11条 容疑者＝犯人とは限らない 訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。	第12条 プライバシーは守られる 私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。
第13条 住みたいところに住める 行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。	第14条 危険な国からは避難できる 迫害を免れるため、他国に避難することができる。
第15条 国籍を持てる(選べる) 国籍を持てる。国籍を選べる。国籍を奪われてはいけない。	第16条 結婚は2人で決められる 結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。

世界人権宣言

第17条 財産をむやみに奪われない 個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。	第18条 思想・良心・宗教は自由 思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。
第19条 表現は自由 干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の意見を求めたりできる。	第20条 集会・結社は自由 平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。
第21条 政治に参加できる 政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。	第22条 人間性を発展させられる 人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらせる。国はできるだけのことをする。
第23条 自由に豊かに働ける 職業を選べる。労働条件を良いものとするができる。失業から守られる。	第24条 しっかり休める (有給で)しっかり休み、余暇を楽しむ。労働時間は合理的に制限される。
第25条 健康を保てる 衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。	第26条 良い教育を受けられる 人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。
第27条 文化を楽しむ 文化生活に参加し、芸術を楽しみ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。	第28条 宣言の実現を求められる この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。
第29条 他人の権利も大切に 権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。	第30条 権利を奪う<権利>はない この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。